

○国土交通省令第 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行及び公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十五条第三項及び第二百七十六条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令（昭和五十三年政令第六十七号）第二条第一号（同令第三条において準用する場合を含む。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第五十二条第一項、運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）第十条第二項、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第八条第二項並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十五条の八第一項及び第四十二条第一項の規定に基づき、公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（土地収用法施行規則の一部改正）

第一条 土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(令第五条第二項の国土交通省令で定める方法)</p> <p>第二十六条 令第五条第二項の国土交通省令で定める方法は、収用委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同項に規定する送達すべき書類を送達を受けるべき者についても交付する旨（第一号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（収用委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 収用委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p>2 前項の規定は、令第六条の二の規定により読み替えて準用する法第四十五条第一項、法第四十六条第二項、法第四十六条の四第三項、法第九十四条第五項、法第二百二条の二第三項、法第二百二十二条第三項及び法第二百二十三条第三項の規定により通知をする場合に準用する。この場合において、前項中「収用委員会」とあるのは、法第二百二条の二第三項の規定により都道府県知事が通知を行う場合については「都道府県知事」と、法第二百二十二条第三項の規定により市町村長が通知を行う場合については「市町村長」と読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第二十六条 (略)</p>

(運輸審議会一般規則の一部改正)

第二条 運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(公示方法)</p> <p>第四条 この省令の規定により公示する方法は、第二十二條及び第三十條第一項の規定によるほか、国土交通省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とこの省令の規定により公示する事項（第一号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（国土交通省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二條第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p>
改正前	<p>(公示方法)</p> <p>第四条 運輸審議会が公示する事項は、第二十二條及び第三十一條第一項の規定によるほか、これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則の一部改正）

第三条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則（昭和五十三年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	<p>(物件を保管した場合の公示方法)</p> <p>第三条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令(昭和五十三年政令第六十七号。以下この条において「令」という。)第二条第一号(令第三条において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、国土交通省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と令第一条各号に掲げる事項(第一号において「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(国土交通省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</p>
改正前	(新設)

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	<p style="text-align: center;">(書類の送付に代わる公告) 第二百二十条 (略)</p> <p>2 令第五十二条第一項の国土交通省令で定める方法は、施行者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と同項に規定する公告内容(第一号において「公告内容」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(施行者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 施行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公告内容を当該公告内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</p> <p>3 令第五十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合に限る。)とする。</p> <p>一 施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合</p> <p>二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(書類の送付に代わる公告) 第二百二十条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条 大深度地下法施行規則（平成十二年総理府令第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	<p>(通知の方法)</p> <p>第十四条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号。以下「令」という。)第八条第二項の国土交通省令で定める方法は、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と同項に規定する通知すべき書類を通知を受けるべき者にいつでも交付する旨(第一号において「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市町村長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</p> <p>2 前項の規定は、令第九条の規定により読み替えて準用する法第三十条第三項の規定により都道府県知事が通知をする場合に準用する。この場合において、前項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>
改正前	<p>(新設)</p>

(マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(書類の送付に代わる公告) 第四十八条 (略)</p> <p>2 令第二十五条第一項の国土交通省令で定める方法は、施行者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と同項に規定する公告内容(第一号において「公告内容」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(施行者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 施行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公告内容を当該公告内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</p> <p>3 令第二十五条第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 再生前マンション又は再建敷地の敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合</p> <p>二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合(個人施行者にあつては、マンション再生事業のために自ら管理するウェブサイト有していない場合)</p> <p>(書類の送付に代わる公告) 第七十六条 第四十八条第一項の規定は、令第三十四条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(書類の送付に代わる公告) 第四十八条 (略) (新設)</p> <p>(書類の送付に代わる公告) 第七十六条 第四十八条の規定は、令第三十四条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。</p>

2|| 第四十八条第二項の規定は、令第三十四条第一項の国土交通省令で定める方法について準用する。この場合において、第四十八条第二項中「施行者」とあるのは、「法第百九条に規定する組合」と読み替えるものとする。

3|| 令第三十四条第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 売却等マンション又は売却敷地の敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
- 二 組合が自ら管理するウェブサイトをも有していない場合

(書類の送付に代わる公告)

第七十六条の二十四 第四十八条第一項の規定は、令第三十五条の八第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

2|| 第四十八条第二項の規定は、令第三十五条の八第一項の国土交通省令で定める方法について準用する。この場合において、第四十八条第二項中「施行者」とあるのは、「法第百六十三条の二に規定する組合」と読み替えるものとする。

3|| 令第三十五条の八第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 除却マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
- 二 組合が自ら管理するウェブサイトをも有していない場合

(書類の送付に代わる公告)

第四百四条 第四十八条第一項の規定は、令第四十二条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

2|| 第四十八条第二項の規定は、令第四十二条第一項の国土交通省令で定める方法について準用する。この場合において、第四十八条第二項中「施行者」とあるのは、「法第百六十四条に規定する組合」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(書類の送付に代わる公告)

第七十六条の二十四 第四十八条の規定は、令第三十五条の八第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

(新設)

(新設)

(書類の送付に代わる公告)

第四百四条 第四十八条の規定は、令第四十二条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

(新設)

3||

令第四十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 分割実施敷地の敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合
- 二 組合が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(新設)

（海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則の一部改正）

第七条 海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則（平成十九年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(公示送達の方法)</p> <p>第三十三条 法第二百七十五条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第五十一条第三項に規定する国土交通省令で定める方法は、審査庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と同項に規定する旨(第一号において「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(審査庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</p> <p>2 前項の規定は、法第二百七十六条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項に規定する国土交通省令で定める方法について準用する。この場合において、前項中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「同項」とあるのは「法第二百七十六条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十四条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第三十三条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の運輸審議会一般規則第四条の規定は、この省令の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。